



平成23年10月7日

名取市議会議長 渡邊 武 様

情報システム専門官採用に係る調査特別委員会

委員長 渡邊



委員会調査報告書

本委員会に付託を受けた調査については、会議規則第100条の規定により、報告をいたします。

委員会調査日程

開催日時	場 所	出席委員	欠席委員	出頭した 関係人等
平成 23 年 6 月 23 日 自 午後 2 時 47 分 至 午後 2 時 54 分	議員協議会室	大沼敏男 外 18 名	なし	なし
平成 23 年 7 月 4 日 自 午後 1 時 30 分 至 午後 2 時 48 分	議員協議会室	大沼敏男 外 18 名	なし	説明員として 出席 総務部長外 2 名
平成 23 年 7 月 11 日 自 午前 10 時 00 分 至 午後 4 時 22 分	議員協議会室	大沼敏男 外 17 名	相澤 雅	太田 隆基 三浦 亮一 川村 益男 二谷 宏 大久保 主計
平成 23 年 7 月 19 日 自 午前 10 時 30 分 至 午前 11 時 54 分	議員協議会室	大沼敏男 外 17 名	山田龍太郎	なし
平成 23 年 7 月 28 日 自 午後 1 時 30 分 至 午後 1 時 40 分	議員協議会室	大沼敏男 外 16 名	高橋 和夫 山口 實	なし
平成 23 年 8 月 4 日 自 午前 10 時 00 分 至 午後 2 時 36 分	議員協議会室	大沼敏男 外 18 名	なし	説明員として 出席 佐々木一十郎 太田 隆基 三浦 亮一 川村 益男
平成 23 年 8 月 22 日 自 午後 1 時 3 分 至 午後 1 時 42 分	議員協議会室	大沼敏男 外 18 名	なし	なし
平成 23 年 8 月 31 日 自 午後 2 時 00 分 至 午後 3 時 53 分	議員協議会室	大沼敏男 外 18 名	なし	説明員として 出席 市長外 3 名

情報システム専門官採用に係る調査特別委員会 調 査 結 果

平成 23 年 6 月 23 日に設置された「情報システム専門官採用に係る調査特別委員会」における付託事項及び付与権限に基づき調査を行なったが、調査の経過並びに結果については、次のとおりである。

1. 特別委員会調査経過

	開 催 期 日	調 査 内 容
第 1 回	平成 23 年 6 月 23 日	○正副委員長の互選
第 2 回	平成 23 年 7 月 4 日	○100 条調査に至る経過及び調査の方針について ○情報システムについて ○記録の提出要求について ○証人の出頭要求について
第 3 回	平成 23 年 7 月 11 日	○証人尋問 (証人) 副市長 太田 隆基 総務部長 三浦 亮一 総務部次長兼総務課長 川村 益男 市政情報課参事 兼情報システム専門官 二谷 宏 政策企画課長補佐 兼秘書係長 大久保 主計
第 4 回	平成 23 年 7 月 19 日	○論文の独自性について ○論文の課題設定について
第 5 回	平成 23 年 7 月 28 日	○説明員の出席要求について (説明事項：論文の課題決定等に係る経緯について) ○出席を求める者：市長以下

第 6 回	平成 23 年 8 月 4 日	○論文の課題決定等に係る経緯について
第 7 回	平成 23 年 8 月 22 日	○調査の進め方について
第 8 回	平成 23 年 8 月 31 日	○情報システム専門官の採用について（市長等からの説明）
第 9 回	平成 23 年 9 月 14 日	○調査報告書の取りまとめについて（報告書編集方針について）
第 10 回	平成 23 年 9 月 20 日	○調査報告書のとりまとめについて
第 11 回	平成 23 年 9 月 30 日	○調査報告書の取りまとめについて ○議会報告の日程について
第 12 回	平成 23 年 10 月 6 日	○調査報告書の取りまとめについて

2. 特別委員会設置の経緯

(1) 本事件に関し調査が必要となった契機（議会における質疑答弁の状況）

情報システム専門官の採用という調査委員会の調査事項が議会で取り上げられたのは、平成 23 年 2 月定例会の予算特別委員会で、3 月 9 日に開かれた予算委員会歳出審査の場であった。

その状況は、沼田喜一郎、小野寺美穂両委員からこの情報システム専門官の採用について、次のような質疑がなされている。

- ①通常、公務員の採用については、職員数、職制や事務分掌、業務量に係る職員の必要性及び行政改革の方針との整合など綿密な見通しとこれらに裏付けされる採用計画に基づき採用されるものであるが、この情報システム専門官の採用についてはどのような状況でこの応募が進められたのか。また、なぜ突然 3 月 1 日公募、5 月 1 日採用という募集になったのか。
- ②今回課長級という管理職で採用するのは、なぜか。年齢制限

が広がっているが、20代・30代でも管理職として採用するのか、日進月歩の情報化時代の中で10年後もこの情報システム専門官は同じ職にいるのか。

③応募要領から見ると採用幅が広くは見えるが、論文試験のテーマの頭に「名取市の」というような限定が入っていたり、ある程度業務を仕切れる人とか、行政を知っている人とか、ITの専門家という職種からはかなり特定している感がする。また、なぜ5月採用なのか、意図的なものを感じず。なぜこのような募集要件となったのか。また、高度な論文となることが予想されるが、市がその内容を見きわめられるのか。

④このような特殊な専門家が必要ということであれば、名取市の行政執行上、相当な問題・課題が浮き彫りになっていると思われるが、これに関する、名取市での、例えばIT推進計画のようなものが、議会に今まで示されていないのはなぜか、また、本当に行政事務執行が困難な状況なのか。

これら質疑に関する市執行部副市長の答弁は、次のような答弁であり、質疑に的確に答弁しているとは言いがたい状況であった。

①市のホームページの内容が薄いのでこれを、厚くできる職員が欲しい。また、電算業務の業者提出見積もりを検証できる職員が欲しい。これはアドバイザーや委託ではないし、市の確たる姿勢を示すためには職員でなければならない。

②職員はまだ育っていない。他自治体から派遣をいただくことも検討したが無理となった。速効性が求められる業務のため、それなりの識見を持つ人を採用するのが早道となった。この職員に若い職員を育ててもらうことも視野に入れていること及びこの扱う業務について仕切れる者が欲しいということから、このような採用要件となった。

③募集要件には、変な意図はない。必要とする者の能力を見るための論文のテーマであり、年齢等の設定である。論文の評価等にあたっては、当然専門的アドバイスを受けることは検討する。(将来の専門官の職がどうなっているかについての回答はなかった。)

④市の行政執行上の課題は、①で話したものである。(この情報システム専門官の行う業務等を示している計画書的なものについての回答はなかった。)

この質疑応答から、議会としては、5月採用という中途な時期、本来行政改革を推進し、特にこの部門では外部委託を進めている中で、課長級という一般職員募集、必要性に関する組織的・合理的根拠の説明不足など疑義を払しょくできない状況を残した結果となったが、予算委員会という期間を決めての審議の中であることから、やむを得ず、次の機会に疑義を質すこととなった。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災により、災害復旧・復興が最優先課題となることや、審議中の平成23年度予算についても、すべての新規事業を止め被災者支援に打ち込むことになるとの予想から、この情報システム専門官の募集も中止・延期になるとの見通しを持ち、とりあえず、平成23年3月23日に新年度予算の議決を行った。

(2) 採用試験延期申し入れに対する市の対応

その後の本事件に関する状況を確認していたところ、市執行部では、大震災にもかかわらず募集の中止・延期などの措置をとっておらず、3月14日から4月8日までの応募期間中8人の応募があることなどが確認できた。

議会としては、予算委員会での経過を踏まえ、平成23年4月4日付け名議発第1号「情報システム専門官に係る議員協議会の開催について(要求)」により、この大震災の最中ではあるが、市執行部が職員採用事務を粛々として行える状況であるならば、予算委員会で疑義の残った本事件について議会に説明すべきであるとして議員協議会の開催を要求し、平成23年4月20日に議員協議会が開催された。

その概要は、ほぼ市長が説明と質疑に対する答弁を担っていたが、次のとおりであった。

①民間の優秀な人で、行政で力を発揮したいと願っている人も相当いるという情報を得ている。

②大震災後の応募期間（3月14日から4月8日）、優秀な人材を広く全国から求めるには無理があると思われることがあるかもしれないが、変更・中止する気はない。

③情報システム専門官が課長級で必要としたのは、市長個人のアドバイザーである技術顧問（委託業者：事務事業実施専門アドバイザー）の言葉を理解できる職員が市にいない。技術顧問の言葉を理解できる有能な職員を採用したい。

公募で市の一般職員を採用するのに、民間企業から引き抜きを行うかのような答弁で、さらに、発言取り消しとなった答弁では、「大震災でも募集を中止しないのは、被災地（沿岸部）には、本件のようなネットワークを管理できる優秀なシステムエンジニアという職種に応募できる人はいない。大都市圏にいる、仙台でも2～3人だけである。」と発言するなど、もともと採用者が決まっていたとしか思えない発言が多くあり、採用の公平性・透明性に欠けるといふ疑義を払しょくすることはできない状況であった。

また、市執行部としても、この様な議会の雰囲気は把握していたところであると思われるが、その後、なんら議会に対する説明等はなかった。

（3）特別調査委員会の設置と事務調査の論点

このような状況下で、本事件採用事務の進捗を確認したところ、市執行部では、議会（議員協議会）で態度を表明したとおり、採用試験を中止・延期する考えはないとして、予定どおり、論文評価、面接を進める意向であることが確認できた。

議会としては、大震災の復旧・被災者支援・行方不明者の捜索と非常な混乱の時期に本当に採用試験を行うのかと信じきれない思いであったが、どうしても行政の信頼性を損なわないためにも、本件採用事務は、当面の状況では最低でも延期しなければならないものであるとして、急遽、平成23年4月23日付、名議発第11号「情報システム専門官採用に係る2次試験の延期について（要求）」により延期要求を行い、その後の議会活動で疑義の払しょくに臨むことにした。

このような状況の中、市執行部ではこの延期要求文書に対し何の回答もせず、平成 23 年 4 月 25 日に面接を実施し、採用者を決定した。(市執行部事務部門総務部総務課長に確認)

本事件に係る情報システム専門官は、平成 23 年 5 月 1 日に採用となったが、議会では、次のような情報を確認した。

- ①この情報システム専門官は、市長が採用条件に望んでいたシステムエンジニアではなく、情報システム専門官の自己紹介で、営業専門であることが判明した。
- ②市長と本人の間で、公募前から本件の採用に関し、電子メールのやり取りがあった。
- ③市議会議員が本件に係る情報開示を請求したが、この電子メールに関しては不存在として開示されなかった。
- ④6 月定例会における一般質問で、本事件に係る内容の質問がなされたが、その答弁は、これまでの状況と同様、要領を得ない内容に終始し、質問の趣旨である、公務員の公募採用事務は公平性・透明性を基本に行われなければならないという視点については何ら合理的な答弁が無いという状況であった。

議会では、この 6 月議会の一般質問中に、本事件の調査の必要性について動議が出されたこと及び本事件に関係するこの情報システム専門官の電子メールの内容を確認することができたことから、平成 23 年 6 月 21 日会派代表者会議を招集し、これまでの議会への市執行部の対応を考慮すると、通常の議会活動では本事件の調査は困難であるとして、情報システム専門官採用に係る事務調査は特別委員会を設置して行うこと、また、調査を的確に行うための記録書類等を当局に求める必要があるとして、地方自治法第 100 条に基づき特別委員会とすることを方針として合意し、議会運営委員会に諮り、6 月 23 日の 6 月議会本会議において、議長発議により提案、議決し、特別委員会が設置された。

(特別調査委員会の論点)

本事件に係る事務調査は、自治法第 100 条の権限により行うものであり、その調査の論点は、本事件採用事務が公平、公正に行われたものであるかを調査、解明するものである。

本事件に関する問題点を次のとおり整理した。

- ①本事件は、これまでの市執行部の議会への説明及び答弁等では、一般地方公務員として採用するための組織的に検討された必要事由は存在せず、市長個人の事由（市長の技術顧問との涉外・業者との交渉）による採用であったと判断せざるを得ない。不適切な採用理由であり、公正な事務執行に疑義がある。
- ②本事件の募集の時期が突然であり、5月採用という合理的理由が無い。また、大震災の真最中で未だ議会も開催されないという事態にもかかわらず、論文選考評価、面接を行っている。しかも、議会で副市長が答弁した専門的知見を入れずに行っている。急ぐ理由があまりにも不明瞭である。不公平、不公正な事務の執行であると判断せざるを得ない。
- ③本事件の採用事務については、公募開始前から市長等への採用要請がなされていた記録があるとの情報がある。文書開示請求には不存在とされたが、そのメールの文面の情報がある。なぜ隠すのか、不公平、不公正な事務の執行を疑わせるものである。

以上の問題点により、本事件の解明点として次のとおり論点を整理した。

(解明点)

- ①採用事務に公平性、公正性が確保できているか。

地方公務員は住民の奉仕者であり市長の奉仕者ではない。公募方式で採用事務が行われたが、市長の個人的事由のみでの採用であり、行政を託されている首長としては不適切な事務処理である。これは副市長などの特別職の任命ではない。よって、地方公務員採用にふさわしい公平性、公正性が確保できていたかを解明する。

- ②採用事務に関するこれまでの説明や答弁の事実確認を行い、なぜ採用事務が公平・公正に行われなかったのかを解明する。
- ③本事件が、不公平、不公正な採用事務であることの解明の鍵となる「採用された情報システム専門官から市長等へのメール」による採用の事前要請となる証拠の有無の確認を行う。

次に、本事件の調査方針については、次のとおりとした。

(調査方針)

①調査事項は、情報システム専門官採用に関することと特定する。

②調査方法は、委員会に付与された地方自治法第100条の権限に基づき、次のとおりとする。

- ・重要証拠と思われる記録・書類として、平成23年2月2日付の電子メールの提出を要求する。

- ・あわせて、本件の解明に深く関与することから、市の電子メール等の送受信記録システムとはどのようなものなのかの説明を要請する。

- ・また、採用者が事前に分かっているかのような発言があった「沿岸部にはIT関連で優秀な人はいない。」についての調査として、応募者の履歴書(出身地・住所)及び論文の提出を求める。

- ・本事件である採用事務に関係した職員等の証人請求し、証人尋問の形式で事実解明を進める。

以上を基本とし調査を進めるが、不測の事態が生じた場合には、委員会において協議決定しながら進めるものとした。

3. 特別委員会各調査事項の結果

本事件に関する調査は、調査方針にのっとり、証拠等になり得る記録・書類等を確保し、次に関係証人の出頭要求、そして証人尋問により本事件の事実確認を行うとともに、本事件に関係する行政事務システム等の説明を要求し、本事件の解明に取り組んだものであり、以下調査項目ごとにその結果を整理する。

(1) 記録・書類等の整理

①事前採用要請メールの存在

本調査項目における最重点目標は、市執行部で不存在として開示されなかった文書(電子メール)が、100条権限を持って要求する記録・書類等の提出について、どのように市の執行部が対応するかということであった。

特別委員会の決定を経て、議長に提出要請し、議長名で、

平成 23 年 7 月 4 日付名議発第 61 号「平成 23 年 2 月 2 日付本件に係る電子メールの記録及びその内容」として市執行部に提出要求した結果は、平成 23 年 7 月 7 日に当該電子メールが提出された。

その内容は、先日（1 月 21 日）市長と面談できたことを感謝し、採用について改めて要請しているというものであった。また、これも公平性・透明性等の大きな論点となるものであるが、その際、市長より要求された IT に関するレポートもメールに添付されていた。レポートのテーマは、公募の論文試験のテーマとほぼ同様なテーマとなっていた。

② 応募者の出身地一覧及び提出論文並びに 1 次・2 次選考結果一覧

本事件で、これまでに議会説明や答弁等から、当初より採用者は決まっていたのではないかと疑義を感じるものがあったが、上記同様名議発第 61 号で提出要求をしたところ、これも同年 7 月 7 日までに提出された。

その内容は、発言取り消しを申し出された市長発言を裏付けするかのごとくで、沿岸部出身・所在の応募者はいなかった。また、提出された応募者の論文の中には、公募以前に電子メールで市長に提出されたレポートと同じものがあった。

選考結果一覧から、この公募開始前に市長に提出されていたレポートと同じ論文が最高得点で評価されていたことが判明した。

以上から、この特別委員会設置前に議会に寄せられていた情報は事実であったことが確認でき、この情報を開示しなかった市執行部の姿勢には疑義を重ねる結果となった。

（2）証人尋問・証言の整理

証人尋問は、これまでの事実や解明点を証人の証言によって確認・解明していくものであるが、平成 23 年 7 月 11 日に実施した。証人は、副市長以下 5 人で、次のような証言内容であった。

①川村益男証人への尋問（総務部次長兼総務課長）

尋 問 事 項	証言内容
<p>1 情報システム専門官の募集に至った経緯</p> <p>(1) 情報システム専門官の募集要項に記載されている内容については、市の行政組織の事務分掌規則の総務部市政情報課及び政策企画課に包含されると思われるが、この情報システム専門官が必要であるとなった経過について。</p> <p>(2) 定数管理、業務管理は政策企画課において整理されているものと捉えておりますが、この情報システム専門官の必要性、業務の整理についてはどのような組織検討結果であったのか。</p>	<p>1 について</p> <p>(1)市ホームページの機能が悪い。電算システム構築に関し業者見積りを検証する民間の専門家が欲しい。職員ではない。</p> <p>(2)1月に政策企画課と協議し、定数の中に入れる。</p>
<p>2 募集期間の変更または延期・中止などを検討した経緯</p> <p>(1) 募集期間は震災後の3月14日から4月8日までとなっておりますが、この時期は行政も混乱のきわみにあり、とても平常事務はできない状況で、さらには、公募したとしても、応募者がとても平常に応募できる状況ではないと考えられる。公務員の採用</p>	<p>2 について</p> <p>(1)震災対応もあり、具体的には検討しなかった。</p>

という公平・公正であるべき行政事務が、このような時期に実施されたことについて、どのような検討を経て実施となったものか、その経緯について。

(2) 議会としても、行政執行側が大震災の復旧・支援に全力を傾注できるよう、可能な限り行動してきたところであるが、平成23年4月4日の本件に関する議員協議会の開催要求、4月20日の議員協議会開催、平成23年4月23日には、その協議経過を踏まえ文書により「情報システム専門官採用に係る2次試験の延期について」を市当局に要求しているところである。このような状況に対し、市当局はどのような検討をしたのか。

(3) 試験を中止することは、「雇い止め」と捉えられかねないとの発言があるが、大震災復旧、遺体捜索の真最中に、採用試験を執行したことについてどのように考えを整理したのか。それとこれは別という感覚で行ったのか。

(4) これまでの証言の状況では、この情報システム専門官の必要性や、採用方法等について組織的検討を行ったことはないように感じられるが、職員定数の増及び専門職の設置、採用試験の実施の方法の決定はどのように行ったか。

(5) 事務担当課長として、上司に募集の中止や延期相談又は進言したこと

(2) 申し入れが出されたのが1次試験を行った後でしたので、公募した責任上、延期できなかった。

(3) 雇い止めという考えは持っていない。

(4) 定数管理について政策企画課と協議し決定した。また採用に関しては上司と協議しながら進めた。募集要項を決定する際、市長決裁を得て進めた。

(5) 応募の状況等の報告をしながら相談した。

はあるか。

3 選考試験の実施はどのように行ったか、事前に採用に係る情報があったか。

(1) 大震災直後の3月14日から4月8日までのひと月にも満たない応募期間、常識的に考えて、あの震災の混乱の最中、こんな短期間で全国から優秀な人が応募してくると考えたのはどんな根拠があったか、応募者については既に市当局に情報が入っていたとしか考えられないが、どうだったのか。

(2) 常識のある優秀な人であれば、あの震災の中、名取市が未曾有の被害を被っていることは十分承知していたはずであり、その自治体が、3月14日から募集を開始するという点については、疑問を持つはずであると考えるが、本件募集に関し、市当局が受けた問い合わせはあったのか。

(3)ここに平成23年2月2日付け市長並びに秘書係長宛のメールがありますが、その内容は事前に本件での採用を依頼している内容である。証人は、このことを事前に知っていたのか。

(4)本件の応募者のメールだとしたら、公募開始前のメールであり、その内容はさらにメールする前に市長等にお会いしている内容であるが、公務員採用に関しこのようなことは当たり前の

3について

(1)選考試験の方法について答弁、事前に応募者の情報というものは承知していない。

(2)募集に際しての問い合わせはなかった。

(3)私は承知していない。

(4)私はお答えできません。

ことなのか。証人は、市長や応募者のこの行動をどのように考えるか。

4 論文評価について、評価者の必要な能力をどう考え評価にあたったか。

(1) 通常の公務員の採用試験においては1次・2次試験があり、1次試験については名取市では独自評価でなく第三者機関に評価を依頼し公平・公正に評価していると聞いている。1次試験について、第3者評価を行わなかった理由は何なのか。

(2) 1次試験の論文は、市長が議会に説明した内容及び募集要項からは大変高度な内容であり、市の職員では理解できないレベルであると考えられるが、なぜ、市長以下4名の市職員での1次試験評価となったのか、どう検討し誰が決定したのか。

(3) 4月20日開催の議員協議会において、市長はこのように説明している。「自分の技術顧問の言葉を理解できる人が職員にはいない。よって、理解できる職員が欲しいからこの情報システム専門官という高度な課長相当職に値する人を採用するのである。」この高度な情報システムを統括できる専門官応募者の書く論文を、市職員が評価することは不可能であると断じられるが、なぜ専門家による評価を依頼しなかったのか。

(1)第3者評価を行わなかった理由は、職員採用に責任を有する4名(市長以下)で行った。

(2)専門性・知識から差異が出ると考え、責任ある4名で行った。上司の決裁を得て行っている。

(3)市長のスキル、副市長の人格面での評価、総務部長の電算利用検討委員長としての知識等の役割で審査した。

<p>(4) 3月の予算特別委員会では、副市長が評価にあたっては専門家の知見を導入することを検討したい。と答えているが、これができなかった理由は何か。</p>	<p>(4)専門的知見を入れることも一つの選択肢であったろうと思うが、私も経験していることもあり、4人で評価した。</p>
<p>(5) 証人は、1次試験の評価者としては適任者であり、論文を正当に評価できたと思うか。</p>	<p>(5)自分が人を評価するのはお小間がしいと感じている。しかし、長年の経験から論文を比較することはできるとして、評価させていただいた。</p>
<p>(6) 採用者の決定に当たっては、上司からの指示や命令的なことはあったか。</p>	<p>(6)ありません。</p>
<p>(7) 公務員の採用試験は公平・公正に行われなければならないものである。本事件採用試験は適正であったと今でも考えているか。</p>	<p>(7)適正であった。</p>
<p>(補足尋問)</p>	
<p>○証人の言うとおりに、ICTの状況は日進月歩である。評価できる能力があるとした証人から見て、この論文の情報は古いと思ったことはあるか、名取市への言及は、はなはだ不足とみられるがこの点についての見解はどうか。</p>	<p>○私は論文を専門的なものとしてではなく、地域情報ネットワークをいかにつなげていくかという観点で見させていただいている。もっと名取市への提案的なものがあれば良かったとは思いますが、名取市の実情は関係したものでないと分からない。</p>
<p>○形式審査の中で、論文8件の引用等は調査したか。</p>	<p>○引用が無いかということ調べている。 (平成23年7月22日文書)</p>

○論文は応募者のオリジナルのものに限ります。盗用，剽窃等の事実が確認できた場合は採用を取り消すことがある。これは今も生きているのか。

(ここで委員会より、証人並びに委員に論文に係る資料の配布)

○今配布した「地域情報ネットワーク(自治体)」という論文を、今回の採用試験で評価したことがあるか。
採用者の論文とほとんど同じであるがどう思うか。

○2月2日のメールについても同様なレポートが市長に提出されている。
今回の論文提出はいつでしたか。今配布された論文と同じですか。

○4月25日面接、その結果を通知し、5月1日から登庁、この一連の流れをお聞かせ願う。課長級の採用であるが、身上調査的なものは行ったのか。

(8) 最後になりますが、このような議会の100条委員会で尋問されていることについてどう思われますか、もしよければ今のご自分の気持ちをお話し願います。

で、「引用が無いかということとは調べていない。」と証言の訂正あり。)

○そのとおりです。

○今はじめてみました。

○(公募前の提出されたレポートは)存在については知らなかった。郵送されたのは3月19日です。

○4月25日面接、4月26日合否通知した。身上調査については、履歴書のみであり、いわゆる身上調査は行っていない。

(8)これは想定外の質問で、何と答えてよいか分からない。

(証人尋問は、以上)

2 大久保主計証人への尋問（政策企画課長補佐兼秘書係長）

尋 問 事 項	証 言 内 容
<p>1 本件採用試験に関し、実施以前に採用者と調整等をしたことはないか。</p> <p>(1) 本件採用試験の実施前に、採用に関し、今回採用者となった人と面識等があったか。</p> <p>(2) 本件の採用者を、誰からか紹介されたということはあったか。</p> <p>(3) 採用試験以前の平成 23 年 2 月 2 日付けで市長及び秘書係長宛メールの記録が提出されているが、これは採用者が自主的に出したものなのか、または、市長若しくは証人から、メールするように助言したものなのか。どういう経緯で送信されることになったのか。</p> <p>(確認)このメールの提出使用を見ると、佐々木一十郎様、秘書課名取市秘書大久保様となっているが、この大久保様とは誰か。</p>	<p>(1)ない。</p> <p>(2)ない。</p> <p>(3)この電子メールは私あてのものではないと理解している。私にはカーボンコピーで来ているがこれは私あてのものではない。私から要求したものではない。</p> <p>○私の名前が書いてありますが、参考資料としてカーボンコピーで送られているものと理解している。</p>
<p>2 採用者と試験実施以前に面識はなかったか。</p> <p>(1) 本件に係る市の採用試験は平成 23 年 3 月 1 日に名取市のホームページで公募されているが、証人が受けたメールによると、この日付以前に、この採</p>	<p>(1)これは私の業務ではない。私あてにメールが来たことは理解できない。</p>

用について知らせていたとしか考えられない。採用に関する事務は証人の職務に入っていないと思われるが、なぜこのようなことを行ったのか。証人にとって特別な関係だったのか

(確認)メール送信者とは何ら関係が無いと理解してよろしいのか。

(確認)このメールによると、前に接触があったような感じがする。ではこの文面を読むが、この文面についてはどう考えるか。

(電子メールの文面を読み上げる。)

(確認)このメールはだれ宛に送信されたと考えるか。答えられる範囲でお願いする。

(確認)答えられないということであるが、証人は先ほどカーボンコピーだと答えたが、それでは、誰かに送信されたと思ってよいのか。

(確認)市長は、このメールは承知しているということではよろしいのか。証人の立場で教えてください。

(2) 公募による採用試験の場合、このような事前の調整があると考えられるが、行政事務執行としては、このよう

○私は一度もその方とは、分からないので関係ありません。

○メールの文面はその通りですが、あくまで私のところに来たのはカーボンコピーなので、参考資料によこしたものと理解している。

○憲法 21 条の通信の秘密に触れないでしょうか、(出来る範囲ということで) 私あてはカーボンコピーで、たぶん市役所以外のアドレスで送られていると思う。

○名取市長と大久保秘書となっているので、この2人に送信されたと思う。

○私は分かりません。

(2)公募による募集であれば事前調整というのは不正なものだと考える。

な事前調整があるとすれば適正である
と考えているのか。

(3) 市長はこの情報システム専門官の必
要性を、市長の技術顧問（情報システ
ムアドバイザー又は事務事業実施アド
バイザー）の言葉を理解できる人が市
に欲しいとして公募したものである旨
議会において発言しているが、証人は
この技術顧問と言われる人とこの情報
システム専門官の採用に関し話したこ
とがあるか。

(4) それでは、なぜあのようなメールが
送られてくるのか、市長は、大震災発
生直後の採用試験事務について、議会
の制止にも拘らず、この採用試験を実
施しているが、この震災の時期にどう
しても採用しなければならない理由が
あったとしか考えられない。証人の職
務にはない採用試験に関することが、
なぜ証人あてのメールになっているの
か。

(確認)今、「その時点では不明」と答えてい
るが、現時点ではどうか。

(3)話したことはない。

(4)なぜ私あてのメール
になっているのかは理解
できない。どうして私の
ところに来ているのか、
その時点では不明です。

○市長が IT 関係の専門
官を採用したいというこ
とを、秘書係長として相
談を受けていたので、今
時系列的に考えれば、そ
れで、二谷さんが私あて
に参考資料としてコピー
を送ってくれたと理解し
ている。

(補足尋問)

○なぜカーボンコピーが送られてきたのか理解できないと言っているが、公募前であるこの時期に送信されたことに対し、確認するとか何か行動を起こしているか。

○業務上メールとかが多く、なにも行動してないとの答えであるが、このメールを見たのはいつか。

○着信後一週間以内に見たと答えられたが、その後公募が開始されたこと、市長が二谷氏とやり取りしていることとの関連について何ら思わなかったのか。

(確認)市長のスケジュールには秘書係長が知らない行動が入ることや、公募でな

○連絡等が多く、その時点でそのメールを開いたかは定かでない。重要なメールでないと思い、なんらアクションはしていない。

○たぶん一週間以内には見ていると思う。市政情報課でのメールの管理システムは「バラクーダ」と言って宛先、いわゆる To とか BCC は出ないそうである。これを前提として話すと、これは私あてであるが、市長と二谷さんの間でやり取りすればいいものである。このメールをなぜ市長が資料として提出したのか、私なりに、100 条委員会をスムーズに早く終わらせるために私文書の公開を市長自身が判断したためであると思う。

○そのメールがらみの件を私の知り得る範囲で時系列的に話します。市長は、はじめはヘッドハンティングで採用する意向であり、いつの時点かで

く(ヘッドハンティング)行ったものであるから、関与する何物もないというようなケースがあるということか。

○このメールが、現実に資料として今回以前に出ているが、どういうところから出ているのか。

○先ほどの証言で、市長から情報システム専門官を採用したいとの話を聞いたとあるが、具体的にはいつごろの話か。

(確認)今回の専門官採用に至って、最初は

公募に変わった。なぜ変わったかは私の知り得るところではない。公募前の考えの時、そのメールの内容のものが二谷氏と市長の間でなされたと理解している。そこの日程調整について、私は行っていない。2月2日には、まだヘッドハンティングの時期であったことから、秘書の私あてにメールが届いたものと理解している。

○これは不正アクセス法違反になると思う。どこから流れたのか全然わかりません。

○秘書としていつも、政策的組織上の話をしているが、この情報の集め方とか、発信の仕方について、もっと専門的な方がいればこの仕事もスムーズに進むというような話では、5～6年前頃だと思う。

もっと話せば、アドバイザーを入れたのもその流れである。

○接触はしていない。

ヘッドハンティング、その後公募、それらについて秘書係長として、だれかと接触したということはないのか。

○公募開始前にこのメールを見て、公募開始後、これと同じ内容の論文が送られてきたのを見たときおかしいと思わなかったのか。

(確認)このメールの送信者を、証人は「二谷さん」と言っているが、個人名を出しても良いのか。

(確認)このメールは、二谷氏が佐々木一十郎個人のパソコンに送信したものを、カーボンコピーで証人におくったということにより、ここに市管理の記録として出たというものであるとのことでよろしいか。

(5) 議会の 100 条委員会で尋問されていることについてどう思われるか自分の気持ちをお話しいただきたい。

○そのメールについては本当に記憶が無い。おかしいとも思わないで流してしまったというのが実情である。

○私が後でこのメールで確認したが、二谷さんです。

○そのように私も考えます。

(5) 未曾有の大震災の中で、この 100 条委員会が開かれているが、早急に 100 条委員会を決着し、本来私たちがやるべき仕事を両輪として一緒に進めていければ幸いです。

3 二谷 宏証人への尋問（市政情報課参事兼情報システム専門官）

尋 問 事 項	証 言 内 容
<p>1 事前に市長等と面識等はなかったか。</p> <p>(1) 今回の採用試験の以前つまり3月1日の公募開始以前に、名取市長や市職員と面識があったか。</p> <p>(確認)今酒井さんという方の紹介により市長にアポを取ったと解釈してよろしいか。</p> <p>(確認)そのほかに市職員に面識のある方はいるか。</p> <p>(2) 採用試験以前の平成23年2月2日付けで市長及び秘書係長宛メールの記録が提出されているが、これは市長等から指示または依頼があったものなのか、または誰からかメールを出すように助言されたものなのか。どういう経緯で送信することになったものか。</p>	<p>(1)1月21日にアポをとり、市長に会っている。これは、アドバイザーである酒井さんから、「名取市でシステムネットワーク、国関係補助にたけている人間を探している。」ということを知り、こちらの方からお願いし市長に会った。</p> <p>○酒井アドバイザーの紹介でということである。</p> <p>○他にはいない。</p> <p>(2)1月21日に会ったとき、「ぜひ名取市に入らせていただきたく、履歴書、経歴書等を提出させていただきたい。」と私の方からお願いした。市長からは、スキルを見たいのと、ネットワーク関係、そのセキュリティのレポート提出を要望された。当時大阪にいたのでメールで提出した。</p>

<p>2 採用試験の事前に市などから採用についての打診がなかったか。</p> <p>(1) 本件に係る市の採用試験は平成 23 年 3 月 1 日に名取市のホームページで公募されているが、この日付以前に、市長を含むが、市の職員から採用についての打診があったと答えている。市のホームページで知ったのが本件の採用に関するものとしては初めてか。</p> <p>(確認)1 月 21 日に市長と会って、相談していると答えているが、これとの関連について。</p> <p>(確認)それが職員採用の事前打診ということであるが、事前面談との関連性についてどう考えるか。</p> <p>(2) 公募は 3 月 1 日、証人がメールを送信したのが 2 月 2 日、公募の応募要領では、メールで送ったレポートが公募試験の論文課題と同様であったが、公募前にこのような書類を出したということについてどう考えるか。</p> <p>(3) 市長の要請に応じて、証人は書類を</p>	<p>2 について</p> <p>(1)そういう人間が欲しいというのは解っていたので、ホームページなどは毎日見ていた。突然だったので私も驚いた。</p> <p>○1 月 21 日には、一応公募になるよ、いつごろになるかは分からないが、市としてはそういう方向になるだろうとの言葉があった。</p> <p>○市で採用要望があるということで、アポを取り面会し、採用を検討願った。</p> <p>(2)1 月 21 日には、私は自分を売り込みたいとして、履歴書と職務経歴書を出したいと思っていた。レポートについては、市長の方から、これで私のスキルが分かるからということで求められ 3 点の書類を出すことを約束しメールで送った。</p> <p>(3)そう捉えていない。市</p>
---	--

<p>出しているが、その話で、採用契約がなされたと捉えたか。</p>	<p>の採用であれば、公平になされるものと思った。</p>
<p>3 市長の技術顧問（事務事業実施専門アドバイザー）と採用試験以前に面識等があったか。</p>	
<p>(1) 先の尋問と重複することになりますが、名取市にこの情報システム専門官として勤めるよう勧めた又は世話をしたのは市長本人か、それとも他の人か。</p>	<p>(1)私は酒井さんとの繋がりのため、酒井さんからご紹介を頂いた。</p>
<p>(2) この酒井さんとはどのような人か、差し支えなければお話し下さい。</p>	<p>(2)ICTの業界ではかなりの方である。県など自治体・官庁関係の仕事をされている。</p>
<p>(3) この酒井さんは、市長の技術顧問といわれている人だが、当然、面識はあるか。</p>	<p>(3)十数年前から面識はある。</p>
<p>4 市長等に採用に関し事前に依頼したことはないか。</p>	
<p>(1) 市長においては、議会の制止にも拘らず、この採用試験を実施しているが、この震災の時期に、どうしても採用しなければならぬ理由があったとしか考えられない状況である。証人は、自分の採用について、採用試験以前に依頼したことはあるか。</p>	<p>(1)1月21日に酒井アドバイザーの紹介で、事前に会ってお願いした。</p>
<p>(確認)その際、市長に採用してほしいというようなことを言ったか。</p>	<p>○検討してほしいとお願いした。</p>
<p>(2) 公務員の採用試験は公平・公正に行</p>	<p>(2)ない。確かに公平であ</p>

われなければならぬとなっていては、あなたは、事前に採用を依頼するという事はこのような公平な行政事務の執行を阻害するものということについて考えたことはなかったのですか。

(補足尋問)

○正式には郵送で書類を送ると言っているが、いつだったのか。それからメールの宛名が市長と秘書係長になっているが、秘書に送信したのはカーボンコピーか。

○重要な内容であるが、添付書類も一緒か。秘書にも送った理由は。

○アライドテレシス社を知っているか。

○募集要綱で、提出した論文に盗用・剽窃があれば採用取り消しもあることを十分知っていると思うが、証人の提出した論文が、このアライドテレシス社のホームページに載っている。100%同じであるが、盗用ではないか。

(確認)すると、証人が3~4年前に作ったものをこの会社が使っているということか。

るべきであるとは思いますが、それなりのレベルの人を雇うのは難しいのではないかと思う。ICTでも土木でも建築でも、それなりのレベルの人を雇うことは市にとって大切なことだと思う。今回のような選択もあり得ると思っている。

○メールが2月2日は覚えていますが、書類の郵送日付は定かでない。おそらく数日以内におくっていると思う。宛先は、メインは市長で、秘書はCCである。

○大久保秘書の名前を聞いていた。それで万一届かなかった場合のリスク分散として送った。

○知っている。

○私はこの資料を3~4年前から作っている。今回提出した論文は、若干手を加えて提出した。

○私にはそれなりの技術があるので、ネットを調

○証人が採用以前に勤めていた会社に辞意を表明したのはいつか。2月2日に市長に出したレポートは何日ぐらいで作成されたか。

○企業ですから、試験に落ちたら辞めないということが通用するとは思えない。16日の1次試験の前に辞めたいと言って済むものか。

○アライドテレシス社掲載のものと100%同じで、この論文で違うのは最後の5行だけ、明確に証明する必要があると思うがどうか。

○公募要領は承知だと思うが、一度オープンにして、他の会社がそれを公表している場合は、オリジナルとイわないのではないか。

べて同じようなものがあるならば提出する訳がない。提出論文は私のオリジナルです。

○今回の場合は、4月に入ってから内々の話をした。資料の作成については、私は基本的にそのオリジナルを持っていたので、それに仕事をしながらですが、手を加えて作成したということで一週間から10日ぐらいであった。

○本来であれば3月にでも言わなければならないと思うが、4月にずれ込んだということです。

○私の論文の元となったオリジナルの資料というのは、勤めていた当時の、お客様用としてオープンにしているものである。

○今回の論文のテーマの「ネットワークとセキュリティ」は一般的な内容で、恐らく本も出ている。確かにオリジナルでないと言えそうかもしれないが、今回提出は自分の持っているものに若干手

(確認)証人の職歴、職種は、また、退職日はいつか。

(確認)市長と1月22日に面会した連絡等を時系列的に話して下さい。

(確認)市長と2人きりであったのですか。

○21日に市長と会ったことを他の職員は知らないと言っている。メールに大久保秘書の名があるが、秘書の名はどうして知ったのか。

(確認)送付したメールの返信等の連絡はなかったか。

○公募開始後、再度、履歴書や論文を送ったということか。

○アライドテレシス社掲載のものは、証人作成のものだと証明する必要があるが、それは可能か。

を加えて出したものである。

○退職は、4月当初申し出、4月いっぱいということ。前職は、富士通ビジネスシステムに30年、ネットワーク通信関係、システム等の営業とシステムの取りまとめのマネジメントをしていた。地元のコスモシステムに2年ほど勤めた。

○市長訪問は1月21日午後3時、ちょうど大阪から戻る予定でしたので、その21日に面会した。

○酒井アドバイザーも一緒でした。

○酒井アドバイザーから聞いた。秘書を知ったのは採用後のこちらに来てからである。

○そのとおりです。何もないです。

○はい。震災直後であり、郵送しても届くかどうかわからないので、直接手渡した。

○方々に私の資料を出しているの、どう証明したらよいのか考えられな

<p>○公募時提出論文とアライドテレシス社掲載文は全く同じで、この社のものがより詳しい。証人は3～4年前にこの関係の資料を作成したと言っているが、この社も数年前からこれを掲載しているので、掲載時の証人の資料を手に入れたということか。 (確認)オリジナルを証明できるか。</p> <p>○著作権の関係で、アライド社の方は勝手に複製を禁ず等著作権を主張している。自己論文と言うには、社の方に連絡等が必要ではないか。</p> <p>(3) 最後になりますが、このような議会の100条委員会でご自分の採用に係る経緯等について尋問されていることについてどう思われるか。</p>	<p>い。私の資料だからこの会社が掲載してどうのという資料ではないと思っている。</p> <p>○私の論文は、オリジナルの資料に手を加えて、新しくして出している。</p> <p>○今証明する方法が思いつかない。</p> <p>○見ていなかったものですから、そこまで理解していなかった。</p> <p>(3) 私は民間登用であるが、市の方も民間スペシャリストをもっと採用し、市の発展に繋がればと思う。</p>
---	---

4 三浦亮一証人への尋問（総務部長）

尋 問 事 項	証 言 内 容
<p>1 情報システム専門官の募集に至った経緯</p> <p>(1) 情報システム専門官の募集要項に記載されている内容については、市の行政組織の事務分掌規則の総務部市政情報課及び政策企画課に包含されると思われるが、この情報システム専門官が必要であるとなった経過について。</p> <p>(2) 定数管理、業務管理は政策企画課において整理されているものと捉えているが、この情報システム専門官の必要性、業務の整理についてはどのような組織検討結果であったのか。</p>	<p>(1)この情報システム専門官の必要性は市長から昨年聞いた。人事交流が考えられるかもしれないという話をした。その後市長から、県にこの業種に秀でた人がいるので1～2年人事交流、派遣ができないかと相談があった。県に交渉したが、結果は不調であった。その後の検討で、採用条件として、2月下旬に公募採用と決定し、論文審査、面接、採用となった。</p> <p>(2)必要職ということで、政策企画課の定数管理の中に組み込む話をした。いつごろか記憶はない。</p>
<p>2 募集期間の変更または延期・中止などを検討した経緯</p> <p>(1) 募集期間は震災後の3月14日から4月8日までとなっているが、この時期は行政も混乱の極みにあり、とても平常事務はできない状況ではないかと考えている。さらに言えば、公募し</p>	<p>(1)私も大震災の救助・支援等で頭がいっぱいになっており、結果的に、見直すという考えは全くな</p>

<p>たとしても、応募者がとても平常に応募できる状況ではないと考えられる。公務員の採用という公平・公正であるべき行政事務が、このような時期に実施されたことについて、どのような検討を経て実施となったものか、</p> <p>(2) 議会としても、行政執行側が大震災の復旧・支援に全力を傾注できるよう、可能な限り行動してきたところであるが、平成 23 年 4 月 4 日の本件に関する議員協議会の開催要求、4 月 20 日の議員協議会開催、平成 23 年 4 月 23 日には、その協議経過を踏まえ文書により「情報システム専門官採用に係る 2 次試験の延期について」を市当局に要求している。このような状況に対し、市当局はどのような検討をしたのか。</p> <p>(3) そのような混乱の中、公平・公正に執行されるべき地方公務員の採用試験が正常に執行できるとは考えにくい。なぜ 2 次試験を強行したのか。</p> <p>(4) 試験を中止することは、「雇い止め」と捉えられかねないとの発言があるが、大震災復旧、遺体捜索の真最中に、採用試験を執行したことについてどのように考えを整理したのか。それとこれは別という感覚で行ったのか。</p>	<p>かった。</p> <p>(2) 公告をして、全国に募集を通知したこと、応募者があったということを重ね受け止めた。1 次試験をやって、2 次試験を延期するなどには出来ないと思った。</p> <p>(3) 応募がある前であれば中止できたと思う。気付いた時には応募期間が締め切りとなって複数名が応募していた。公募の責任を、最後まで全うしなければならないと考えた。</p> <p>(4) 雇い止めというのは私の感覚である。</p>
--	--

(5) これまでの証言の状況では、この情報システム専門官の必要性や、採用方法等について組織的検討を行ったことはないように感じられるが、職員定数の増及び専門職の設置、採用試験の実施の方法の決定はどのようになされたのか。

(6) 事務担当部長として、上司に募集の中止や延期相談または進言したことはあるか。

(7) なぜ、このような大震災という異常な事態の時に相談もせず、事務を進めていたのですか。

3 選考試験の実施はどのようになされたか、事前に採用に係る情報があつたか。

(1) 大震災直後の3月14日から4月8日までのひと月にも満たない応募期間、常識的に考えて、あの震災の混乱の最中、こんな短期間で全国から優秀な人が応募してくると考えたのはどんな根拠があつたか、応募者については既に市当局に情報が入っていたとしか考えられないが、どうか。

(2) ここに平成23年2月2日付け市長並びに秘書係長宛のメールがあるが、その内容は事前に本件での採用を依頼している内容である。証人は、このことを事前に知っていたか。

(3) 本件の応募者のメールだとしたら、

(5)定数関係も含め、採用の方法等もすべて上司と協議しながら決定した。

(6)中止を進言したことはない。

(7)既に決定したことに従って仕事を進めたというものである。

(1)事前にそのような情報は無い。一月あれば、論文は書けると思っている。

(2)そのメールがどういふものであるか知ったのは、議会から提出を求められた時に分かったもので、事前には分からなかった。

(3)そのメールが何か判

公募開始前のメールであり、その内容は、このメールする前に市長等に出ている内容であるが、公務員採用に関し、このようなことは当たり前のことなのか。証人は市長や応募者のこの行動をどのように考えるか。

断できないが、何か意図的に悪意を持ってであれば、好ましくない。

4 論文評価について、評価者の必要な能力をどう考え評価にあたったか。

(1) 通常の公務員の採用試験においては1次・2次試験があり、1次試験については名取市では独自評価でなく第三者機関に評価を依頼し公平・公正に評価していると聞いている。1次試験について、第三者評価を行わなかった理由は何か。

(1)提出された論文の内容が、専門的知識と言いつながら、それほど難しくないと感じた。あえて大学の先生とか依頼しなくても、十分理解できた。

(2) 1次試験の論文は、市長が議会に説明した内容及び募集要項からは、大変高度な内容であり、市の職員では理解できないレベルであると考えられるが、なぜ、市長以下4名の市職員での1次試験評価となったのか、どう検討し誰が決定したのか。

(2)そんなに専門的知識が必要ではなく、システムを理解できるものであれば論文は読み下せる。私も、電算機利用検討委員会の委員長をしているので論文の言葉などは理解できる。

(3) 4月20日開催の議員協議会において、市長はこのように説明している。「自分の技術顧問の言葉を理解できる人が職員にはいない。よって、理解できる職員が欲しいからこの情報システム専門官という高度な課長相当職に値する人を採用するのである。」この高度

(3)市にとって、全体的なシステムのマネジメントをできることが大切なので、決してシステムエンジニアのようにゼロからシステム構築できる能力を望んだものではない。

な情報システムを統括できる専門官の書く論文を、市職員が評価することは不可能であると断じられるが、なぜ専門家による評価をお願いしなかったのか。

(4) 3月の予算特別委員会では、副市長が「評価にあたっては専門家の知見を導入することを検討したい。」と答えているが、実現しなかった理由は何か。

(5) 証人は、1次試験の評価者としては適任者であり正当に評価できたと思うか。

(6) 採用者の決定にあたっては、上司から指示や命令的なことはあったか。

(7) 公務員の採用試験は公平・公正に行われなければならないものである。本件採用試験は適正であったといまでも考えているのか。

(確認)一番評価の高かった論文と、アライドテレシス社の「地域情報ネットワーク」という掲載文が酷似していることを知っていたか。

(確認)応募要領に論文の盗用等があれば採用を取り消すことがあるとなっているが、今でも同じか。

(4)副市長はその当時はそう思っていたと思う。その後の検討で、自分たちで責任を持ってシステム管理できる人を選ぶのが大切であるとなった。

(5)自分の知識を全部発揮しながら慎重に1次試験の論文を読ませていただいた。採用者が一番わかりやすい纏まった論文であった。私は一点の曇りもない。

(6)全くありません。

(7)自分の知識と感覚、そして能力を発揮した形で正当に評価するよう努力している。

○全く知りません

○募集条件での表現で、特に論文などはオリジナルでなければならないと

<p>(8) 応募者の論文に関する盗用・引用等に関しての調査はどのように行ったのか。</p> <p>(確認)では、誰がチェックしたのか。</p> <p>(補足尋問)</p> <p>○本件メールに関し、6月前に、市が管理する全部の受信記録、電子メール及び内容の行政文書開示請求を行ったが、不存在と回答された。今回提出されているが、メールは行政文書ではないとの判断か、誰の判断か。</p> <p>インターネットで検索したら採用者の論文と同じものがすぐに検索できた。論文チェックがあまりにもお粗末であるがその点に関してどう思うか。</p> <p>○お粗末であると言っている。能力を持つ4人で責任を持って評価選考したと言った結果がこれか。</p> <p>○今回採用された情報システム専門官が公募時に提出した論文と同じものがアライドテレシス社のネット上に掲載されている。本人はオリジナルを主張して</p>	<p>思っている。</p> <p>(8)論文の事前チェックに関わっていない。</p> <p>○分かりません。私は募集条件にオリジナルとしているので、すべてオリジナルと思っている。</p> <p>○判断は私がする。メールでは、公文書とそうでないものに分けられ、共用文書として活用できるものを公文書と認定している。判断はこのような公文書状態になっているものがあるかと確認した結果、ないとなったものだから、不存在とした。論文チェックに私は関わっていない。あくまでオリジナルだとの感覚である。</p> <p>○評価については、オリジナルだという前提で、一生懸命評価させていただいた。</p> <p>○私としてはまだそれを確認していない。事実関係を調査し、オリジナルでないとなれば上司と相</p>
---	---

いるが、証明できないと言っている。
市として、これは証明すべきであるが、
いかがか。

(9) 最後になりますが、このような議会の
100条委員会で尋問されていることにつ
いてどう思われるか。

談しなければならない。

(9) これまで職員採用に
関わって、このようなこ
とは全くなかった。本当
に不本意な状態だと思っ
ている。行政の業務は、
疑義を持たれないよう強
く意識し、今後気を引き
締めてあたっていきた
い。

5 太田隆基証人への尋問（副市長）

尋 問 事 項	証 言 内 容
<p>1 情報システム専門官の募集に至った経緯について</p> <p>(1) 情報システム専門官の募集要項に記載されている内容については、市の行政組織の事務分掌規則の総務部市政情報課及び政策企画課に包含されると思われるが、この情報システム専門官が必要であるとなった経過について。</p> <p>(2) 定数管理、業務管理は政策企画課において整理されているものと捉えているが、この情報システム専門官の必要性、業務の整理については、どのような組織検討結果であったのか。</p>	<p>(1)情報システムを構築する場合、業者から見積もりを徴収するが、その適正さが分からない。この知識が必要と思ったことと、市で行っているホームページの充実、地図情報システムの一元化など全体を統括する専門的な知識を持った人が必要であることから、採用に至ったものである</p> <p>(2)組織検討の中で、専門職として各課をリードしていく職として、総務部長のもと、いわゆる市政情報課の中の課長クラスと位置づけした。</p>
<p>2 募集期間の変更または延期・中止などを検討した経緯</p> <p>(1) 募集期間は震災後の3月14日から4月8日までとなっているが、この時期は行政も混乱の極みにあり、とても平常事務はできない状況ではないと考えている。さらに、公募したとしても、応募者がとても平常に応募できる</p>	<p>(1)募集の変更等、頭を回す余裕はなかった。そんな中、8人の応募があったということで、そのとおり試験を実施したということである。</p>

状況ではないと考えられる。公務員の採用という公平・公正であるべき行政事務が、このような時期に実施されたことについて、どのような検討を経て実施となったものか、その経緯について。

- (2) 試験を中止することは、「雇い止めと捉えられかねない。」との発言があるが、大震災復旧、遺体捜索の真最中に、採用試験を執行したことについて、どのように考えを整理したのか。それとこれは別という感覚で行ったのか。
- (3) 確認いたしますが、職員定数の増及び専門職の設置、採用試験の実施の方法の決定はどのようになされたか。

3 選考試験の実施はどのようになされたか、事前に採用に係る情報があったか。

- (1) 大震災直後の3月14日から4月8日までのひと月にも満たない応募期間、常識的に考えて、あの震災の混乱の最中、こんな短期間で全国から優秀な人が応募してくると考えたのはどんな根拠があったか、応募者については既に市当局に情報が入っていたとしか考えられないが、どうか。
- (2) 常識のある優秀な人であれば、あの震災の中、名取市が未曾有の被害を

(2)3月1日に既に公告しており、8人の応募があったので試験を実施したもので、3月11日の時点で考える余裕がなかったというのが事実である。

(3)定数については定数内である。また専門職については規則等の改正をしている。試験の実施の方法は、論文を求めて、面接した。

(1)PR期間は充分であると捉えている。事前の情報はない。

(2)私は聞いていない。

<p>被っていることは十分承知していたはずであり、その自治体が、3月14日から募集を開始するというについては、疑問を持つはずであると考えが、本件募集に関し、市当局が受けた問い合わせはあったのか。</p>	
<p>(3) ここに平成23年2月2日付け市長並びに秘書係長宛のメールがあるが、その内容は、事前に採用を依頼している内容である。証人は、このことを事前に知っていたか。</p>	<p>(3)承知していない。</p>
<p>(4) 本件の応募者のメールだとしたら、承知していないということであるが、公募開始前のメールであり、その内容は、このメールの日付前に市長等に出ている内容である。公務員採用に関しこのようなことは当たり前のことなのか。証人は市長や応募者のこの行動をどのように考えるか。</p>	<p>(4)中身を承知していない。</p>
<p>4 論文評価について、評価者の必要な能力をどう考え評価にあたったか。</p>	
<p>(1) 通常の公務員の採用試験においては1次・2次試験があり、1次試験については、名取市では独自評価でなく第三者機関に評価を依頼し、公平・公正に評価していると聞いている。1次試験について、第三者評価を行わなかった理由は何か。</p>	<p>(1)論文を見たとき、内容的にはっきりしたものがでていた。それで、私の能力の範囲で実施した。</p>
<p>(2) 1次試験の論文は、市長が議会に説明した内容及び募集要項からは大変高</p>	<p>(2)論文に明らかな差異が見て取れた。優劣がは</p>

度な内容であり、市の職員では理解できないレベルであると考えられるが、なぜ、市長以下4名の市職員での1次試験評価となったのか、どう検討し誰が決定したのか。

(3) 3月の予算委員会で、副市長が「評価に専門的知見を入れることを検討したい。」と言っているがこの理由は何か。

(4) 御自分は、1次試験の評価者としては適任者であり正当に評価できたと思うか。

(5) 公務員の採用試験は公平・公正に行われなければならないものである。本件採用試験は適正であったといまでも考えているか。

(6) 執行部から提出された資料に応募者の論文があるが、インターネット上で、ある会社の論文に同様なものがあることを承知していたか。

(補足尋問)

○ 名取市にとってどうすればよいか等の提言が一番大事な論文試験の観点であると思うが、この一番の評価を得た論文にはそれがまったくない。どうしてこれが最高評価だったのか。

○この論文は、ぱっと見たら、どこかのパンフレットのように感じる。きちんと自分の考えを書いている人もいる。評価を

っきりしていた。それで私の能力でも判断ができるので行った。

(3)私の能力の中での判断だが、論文の内容で、執行部だけで評価できると捉えた。

(4)はい。

(5)はい。

(6)そのようなことは承知していない。

○基本的にはどのようにシステムの統合を図るかが一番のポイントである。相対比較論で評価している。

○私はそのように判断して評価した。

<p>どう行ったか、再度お願いする。</p> <p>○他の証言に、専門官が必要だとして、ヘッドハンティングで選びたいような発言があった。証人はこれを承知していたか。</p> <p>○それであれば、1月21日に市長が会って応募要領みたいなものが伝えられている。これでは公平・公正が保たれていると言えないのではないか。</p> <p>○専門的知見を入れるかを判断するのは論文試験実施の前か。また、市長が公募前に、採用した情報システム専門官と会って、公募予定の試験の内容を話していることも問題であるが、副市長の判断はいかがか。</p> <p>○論文試験に間違いがあったらだれが責任をとるのか。市長か自分たちか。</p> <p>○今回の専門官の必要性に係る協議等に市政情報課が入っていないのはなぜか。また、面接、決定からわずか5日間で、当該採用決定者が前職等の整理・対応ができると思った理由</p> <p>○公募採用という本来であれば公平・公正であるべきものが、市長が動いていることが他の3人は知らないとなっている。この事実を知ってどう思ったか。また、評価については、結果は当初から決まっていたのではないか。</p> <p>○議会にメールが提出されているが、この</p>	<p>○私は、職員採用に当たっては、広く公募してやるべきでと考えている。私の信念だ。</p> <p>○私は承知していない。</p> <p>○論文を見てから決定した。また市長が事前に会ったことなどは、私は承知していないので答えられない。</p> <p>○お見込みのとおりである。</p> <p>○市のホームページの充実や地図情報システムの統合化で総合的調整するものが必要となった。応募者はこの赴任までの期間にそれなりの覚悟をして臨んだものと思う。</p> <p>○市長からこういう人を取りたいとか、一度も話はない。評価は自分の能力内で評価した。</p> <p>○議会から見せられて初</p>
---	--

メールの内容については、採用試験のどの時点で分かったか。

○すると、庁内では、市長と大久保秘書しか知らなかったということか。

○市長は、自分のアドバイザーの言葉を分かる人が職員にはいないと言っているが、ICT 関係の仕事は、このアドバイザーがいるから大丈夫だと議会で言っていた。それなのに、なぜ今回情報システム専門官なのか。また、このアドバイザーが紹介した二谷氏と公募前に会いレポートを要求するなどは市長がすべきでないと思うがいかがか。

(同様補足尋問複数あり。)

○副市長はメールの件は承知していない、一方秘書係長はメールのやり取りしている。組織上これでよろしいのか。

(7) このような議会の100条委員会で尋問されていることについてどう思われますか、もしよければ今のご自分の気持ちをお話しいします。

めてそのメールの存在を知った。

○そのとおりだと思う。私はそのメールは、本人と秘書のやり取り文書であると思っている。

○私は詳細知りませんのでお答えのしようがない。

(この補足尋問に関し証人は、承知していないとの証言に終始している。)

○そのメールは私的なものであると思っている。

(7) 今震災復興に向けて取り組んでいるさなかであるが、執行部も議会も両輪となりこの難局を乗り切っていかなければならないと考えることは議会も同じだと思っている。今後このような疑義を持たれることのないよう、対応していきたい。

以上が証人 5 人に対する証人尋問及び証言の状況であった。これらの証言から判断されたことは、次のような点であった。

- ①副市長、総務部長、総務課長の 3 証人は、いずれも市長の命に従い、本事件の事務に関する個々の職責の中で事務を執行したものであって、結果として表面化する、作為的な募集、偏った評価等については、意識しておらず、加担していなかったと考えられる。
- ②上記 3 証人は、大震災という時期、必要な臨時議会等も開催できないような状況の中、このような不急事務と思われる採用事務に専念したのは、状況判断として各職責にふさわしくない行動である。
- ③二谷証人に至っては、一般地方公務員の採用というものをこの様なものと受け止めていた節があり、民間企業では採用決定前に面会するなどして、採用依頼することは特に問題があるとは思っていないという認識であったことが感じられた。
- ④二谷証人の尋問中に、証人の提出した論文が、インターネット上に掲載されている特定の会社（アライドテレシス社）の PR 文と同じものという指摘に対しても、傲然と証人のオリジナルである旨を主張したことは、全く驚きに堪えないものであった。議会では後日、文書（平成 23 年 7 月 12 日付名議発第 69 号「オリジナル論文であることの証明について(依頼)」）により、論文のオリジナリティを証明するよう求めた。

平成 23 年 7 月 15 日付「オリジナル論文であることの証明について(回答)」で、オリジナリティを主張した回答文が提出された。さらに付け加えれば、最終的には盗作を認めた謝罪文書(8 月 24 日付「証言内容の訂正について」)が提出された。

また、同様に市に対しては、論文評価に際し、盗用・剽窃等の確認方法とその結果について確認すべく、平成 23 年 7 月 12 日付名議発第 70 号「論文評価における盗用等の確認について(依頼)」により確認をしたところ、平成 23 年 7 月 15 日付名総収第 175 号「論文評価における盗用等の確認について(回答)」により、総務課長が証言した、論文の登用については調査したとの発言は、「調べていない。」に訂正する旨の回答があった。

⑤市長秘書である大久保証人については、なぜ自分のところにメールが来るのかが分からないなどと証言しているが、本事件に何らかの関与があったと考える委員会としての疑義を払しょくできないものであった。また、最後に、本日証言席にいることへの感想を求められると、傲慢にも、「なぜこんな時期にこんな会議を開いているのか」といった、「議会批判」、「100条委員会批判」とも受け取られる内容の発言があった。自分が不適切な行政事務に関与したのではないかという疑念から、委員会に呼び出されたという自覚が全くない態度には、その職員の意思というよりも、議会を軽視する市長の意思を感じさせるものであった。

(3) 本事件の行政事務に係る市執行部関係者の説明等に関する整理

本事件では、100条委員会という性質上、すべての調査は証拠書類の提出要求や証人尋問といった手法で行うこととしていたが、当局より、尋問形式でなく説明形式で質疑応答の形で行ってほしいとの打診から、市の行政事務関係者による行政事務内容の説明として対応した次の事項がある。

- ①電子メール等の管理システムについて（7月4日開催）
- ②情報システム専門官採用に係る市長の考えについて（8月に2回開催）

以下その内容について整理する。

①名取市の情報システムについて

本件は、特別委員会設置前に議会が情報として入手していた、公募以前の電子メールでのやり取りがある。これを証拠として入手するために、市の電子メールの管理システムはどうなっているのか、本当に存在するものなのかを確認するため、担当課に説明を依頼したものである。

内容はあまり核心に触れるものではなかったが、電子メールも管理の対象になっていることは判明したので、これにより電子メールの記録・書類等の要求をすることになった。

②情報システム専門官採用に係る市長の考えについて

平成23年8月4日、「論文の課題決定等に係る経緯について」

をテーマに市長が説明することとなったものである。その内容は次のようなものであった。

○この情報システム専門官の採用事務が、結果的に、論文に盗用があったことなど、不適切な事務となったことは認めるものである。

○当委員会が論点・解明点とした採用試験の公平性、公正性などは、市長の説明内容では、このような論文試験の場合は、公募前に論文のテーマを漏らそうが漏らすまいが、論文のできには関係しないものであるので、なんら問題はないとの説明である。

○公募前に応募者と会ったのは、その当時は選考採用としてヘッドハンティングのつもりであり、その後に公募方式となったためであり、これについても何ら問題はない。

○当委員会が問題にした公募試験前に論文のテーマを特定個人に教える行為は非公正であり、例えば会談が合法だとしても、公募の論文テーマは変えるべきであるとの議会の主張については、上記同様、問題はないとの一点張りであった。

以上の説明状況での当委員会判断では、社会通念上、公平性、透明性に欠けるものであり、首長としてはあまりに不適切な事務執行であると判断するものであった。

その後、この説明ではあまりに舌足らずの点があったとして、8月19日に総務課長より、「8月31日に同テーマで説明の機会を得たい。」として、再度口頭で申し入れがあり、申し入れ日で開催することとなった。

その再度の説明時における内容は次のとおりであった。

- ・説明内容は、ほぼ前回の説明と同様、「結果としては事務的に不適切であったので陳謝する」というものであった。
- ・委員会から質疑された「論文のテーマ決定に係る公平性、公正性についての考えについて」は、「どうあろうとも、なんら問題はない。事前流出しても問題はない。事前に面談していてもそのことそのものには問題はない。」というものであった。
- ・論文試験の評価に専門的知見を加えなかった理由に係る質疑に対しては、「論文を見たときに専門的知見は必要がなく自分たちで

評価できるものと判断した」と答弁している。

これまでの本事件に係る説明では、採用しようとする情報システム専門官は、職員では及びもつかないような高度な才能を持ったものであること、市長の技術顧問の言葉を理解できる職員がいないという発言から考えると、副市長以下の評価員は、論理的には、評価員、選考員になる資格が無いはずである。あまりに矛盾した答弁であると判断した。

この説明時における市長の態度は、2回目の説明ということを踏まえて、最高決定者である市長が、論文テーマの決定、採用前の応募者との面会など、どのような考えで行ったのか、その行為についての公平性・公正性はどうかを説明し、少なくとも、採用者以外の応募者の方や市民に対して、市長として考えが足りなかったことなどを陳謝する内容であると受け止めていたが、結果的には、市長個人としては何ら謝罪することを考えていないこと、そして不適切なことは、採用事務の不手際であるとの説明だけであった。

4. 調査結果のまとめ

(1) 調査結果のまとめ

本事件の解明点に係る調査結果としては、これまでの証拠書類等の整理及び証人尋問による証言並びに市執行部の事務説明時における質疑答弁の状況から、次のようにまとめるものである。

①採用事務に公平性、公正性が確保できているか。

本事件の採用事務は、「市長が事前に採用者と面談している」という情報から調査に入ったものであるが、これまでの調査では、「市長は公募開始前にこの採用者と面談している。また、論文試験についてもこの面談時に採用者の能力を知りたいとして、公募の論文テーマを持って提出をさせている」ということが、当特別委員会で提出を求めた市の記録、書類で明らかになっている。

まず社会常識的には、「試験官たる者が、試験開始前に、採用者の能力を知りたいなどとして会うこと自体が、反社会的行為になると思われることである」とともに、「その公募前に提

出させたレポートのテーマを変えもせずに、公募試験での論文テーマにしているということは、その採用者に対し特に便宜を図った、初めからその採用者だけを採用しようと思っていたという行為としか思えないものである」。これらの行為は、社会通念上は、偽計業務妨害という行為に当たると考えられるものである。

この点に関する市長の説明では、「当初、採用者とは公募採用ではなく直接採用しようとして面談したもので、自分(市長)の技術顧問として委嘱している民間業者(酒井氏)の紹介で会ったものであること、そして、その後の状況で、公募による採用と市として決定してからは、公募試験開始前に会っていたということはないこと」、また、「さきに個人的に提出させたレポートのテーマが公募時の論文テーマと同様であっても、このような技術的な論文では普遍的なテーマであり、故意に同様にしたというものではない、しかも、このような論文は、例え一月ほど早く知ってはいても、また知らなくても、同様な結果となっていくものであると考えているし、この公募による他の応募者にも論文をまとめる時間は充分にある」との説明であった。

これが事実であったとしても、選挙により地方自治体の長となった者にとっては、公平性は何にも代えがたいものであるはずであり、首長の一番持つべき資質であると考えられる。他の応募者に対し少しでも不利益であり、社会的にいて不合理であると捉えられるものであれば、論文テーマを変更するなど、最低限必要な措置であったとともに、東日本大震災の最中に、他の応募者が論文をまとめることができるのかという点に思いを馳せられないのは、首長として、行政執行責任者としては、「思いやりが無い」という大変残念な資質の持ち主であると感じるものである。

これらのことを常識的に考えると、本事件の採用は、公募形式をとったものではあるが、市長の個人的採用であったと結論付けられる。

付随的なものになるが、本事件の採用者となった二谷情報

システム専門官については、応募要領に記載されていた事項に違反行為（論文の盗用）があったとして、8月31日付けで採用取り消しとなっている。ただし、この件は、議会に対し何ら報告が無いことであり、市長は、この採用等に係る任命責任、行政責任はどう考えているのか、はなはだ疑問を感じるところである。これまでの市の対応としては、このような不祥事に対し、任命責任や行政責任を明らかにし、議会等へ報告することが通例のようにになっているものと考えるが、現時点まで何も説明がないという、無責任極まりない市政の状況となっている。

結論として、当委員会としては、この情報システム専門官の採用に係る事務については、公平性、公正性に欠ける事務であったと判断するものである。

②なぜ採用事務が公平公正に行われなかったのか。

採用事務に関しては、行政事務の状況を基に、組織的・職制的・定数的な検討を経て、採用数や採用職種などを決定していくものであることは明白であるが、本事件の採用に関しては、組織的に必要な検討等を行わないで公募に入っているということが判明している。

市執行部の説明では、政策企画課と協議し、定数的、組織的位置づけさらには業務的位置づけなどを行ったとしているが、そのような必要な措置が何ら無かったのは、5月1日以降の採用者の処遇や、事務分掌の規定が明確に示されていないなどの経過で判断できるものである。

本事件に係る採用者は、市長が議員協議会において説明した内容より判断すると、「市長の技術顧問と協議し、技術顧問の考えを市の内部の考えとしてまとめていくために必要である」ということで、市長個人の事由により採用を決定しものであり、組織的検討経過を踏まえ採用することになったものではないことは明白である。

公募とした際に決定した1次試験の論文試験については、論文テーマの件は別にしても、相当高度な論文になるため専門的知見を入れることを検討し評価したいと副市長が答弁したに

もかかわらず、論文評価は市長以下4人の、通常の一般職員の採用面接を行うような形で執り行っている。総務課長の証言及び市長の説明によると、この決定は市長が行ったものであり、これら一連の経過より、専門的知見を加えることが好ましくないと市長が判断したからに他ならないと考えられる。

また、この論文評価に関しての証言では、「論文を見たとき、私たち(市長以下4人)でも評価できると判断した。評価については公平公正に行ったと自負できる」との発言があるが、これらの証言は、この採用に係る採用者の事前面談や論文テーマの事前流出等の事実を把握していなかったため、自己の職責や選考に際しての役割などからだけの発言であると判断する。

論文のテーマの決定及び論文評価の評価員の決定は、市長自ら決定したとの説明が市長自身からなされているが、論文の盗用を見抜けなかったという事実から考えると、議会で指摘し、当初、当局も検討をしたい旨回答していた「専門的知見を加え評価する」ことに、何か不適切なことがあるからと考えざるを得ない。当調査委員会が指摘した論文の盗用は、IT関係の専門家であればすぐにでも見抜けたものであることは、この議会が指摘したという事実からも明白であるといえる。証人の証言及び当局の説明では、「なぜ専門的知見を論文評価に加えなかったのか」という大きな疑問を払しょくできるものではなかった。

以上より、この論文試験の評価についても、テーマの事前流出や、選考・評価に専門的知見を加えなかった事実から、採用決定者側の何か意図的なものが感じられるなど、到底、公平・公正に執行されたとはいえないものと判断する。

(2) 調査委員会から議会への提言

地方自治体は、首長、議会という2元代表制で構成される。これは、首長が地方自治法で大きな権限を付与されていることから、そのチェック機関としての権限を議会に付与し、首長の権限事務を監視・抑制する道を与えているものである。

本事件は、一般地方公務員の公募方式での採用が、市長の裁量だけで行われたのではないかとして、地方自治法第 100 条による調査を開始したものであるが、東日本大震災という未曾有の災害に見舞われた本市では、その復旧・復興に向け全力で取り組んでいる最中であることから、議会としては、いかに本事件に対応すべきかで、苦渋の決断の結果、調査委員会が設置されたものである。

結果は、まさに市長の独善的裁量により執行されたとしか言いようの無いものであり、このことにより、公平・公正であるべき一般地方公務員の採用に関する信頼性及びこれに起因しての行政事務全般への信頼性は、揺らいでしまっている状況であると判断される。

また、情報システム専門官の採用取り消しに至った一連の事実について、議会に対し、ひいては市民に対し、何ら報告することもしないでいることは、市政の最高責任者としての責任を、「できれば取らずに済ませたい」と思っていることに他ならない。このような状況であるのは、あまりにも無責任な態度ではないかと考えるものである。

議会は、このような状況を何としても改善しなければならないものであると考える。そのためには、「市政に関する正確な情報を常に市民にお知らせする」、「今回の地方自治法第 100 条による調査特別委員会を設置し調査した一連の経緯と結果もお知らせする」など、議会の調査機関としての機能が健在であることを示し、地方自治への信頼回復に努めることが必要である。

また、地方自治法第 100 条による調査特別委員会を設置し、調査を行った結果に示すとおり、市長の行う事務としてはあまりにも不適切・不具合であり、不法行為ではないかとまで考えたことから、市長権限に対応する議会機能である市政の調査・監視機関として、さらには市民に対する議会の責任としては、常に市政に対し問題提起をするため、市民に対し詳細な報告を行うとともに、次に示すような市民に分かりやすい具体的な行動を起こさなければならないものとする。

①「市長不信任案」を提出・可決し、これにより、市長辞職か議会解散の事態を生じさせることにより、市政に関する市民の考えを問う機会を創出する。

②または、上記より若干緩やかな措置となるが、調査委員会のまとめに示すとおり調査結果となったことから、「市長への辞職勧告決議案」を提出・可決することにより、議会の本事件に係る市長への不信感を表明するとともに、市民に対し、はっきりとした議会意思を表明する。

以上、委員会として、この点を議会に提言するものである。